

# 社会福祉法人壺阪寺聚徳会 評議員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人壺阪寺聚徳会評議員の報酬等について定める。

(定 義)

第2条 定款で定める評議員の報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として支払われる財産上の利益及び退職等手当をいう。

(報酬等の額並びに支給基準)

第3条 評議員の報酬等の総額は定款に定め、現況報告書に記載の上、公表する。

2 評議員の報酬等の支給基準は、評議員会の承認を受けるとともに、区分及びその額の算定方法並びに形態に関する事項を公表する。

## 1. 評議員会出席報酬

- |             |         |
|-------------|---------|
| ① 報酬算定額(日当) | 10,000円 |
| ② 旅 費       | 実 費     |
| ③ 宿 泊 費     | 実 費     |
| ④ そ の 他     | 実 費     |

## 2. 在職年数

- |          |            |
|----------|------------|
| 4年以内     | ・・・10,000円 |
| 4年以上8年以内 | ・・・15,000円 |
| 8年以上     | ・・・20,000円 |

## 3. 支給方法等

- ① 時 期・・・毎会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終了後の翌月25日とする。
- ② 支払方法・・・本人の指定銀行口座への現金振込とする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。